

職業安定分科会(第 207 回)	資料2-1
令和6年6月 21 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱（地域雇用開発助成金の特例措置関係）

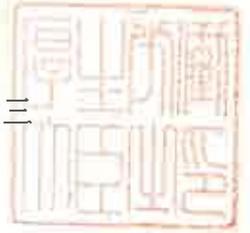
厚生労働省発職 0621 第 2 号

令和 6 年 6 月 21 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 地域雇用開発コース奨励金について、次のいずれにも該当する事業主に対して、3の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給する特例措置を講ずること。

1 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町若しくは鳳珠郡能登町（以下「対象市町村」という。）において事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

2 この省令の施行の日から令和七年六月三十日までの間に都道府県労働局長に対して、1の設置又は整備に係る事業所（以下「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

3 対象事業所の設置又は整備に伴い、(一)に掲げる日から(二)に掲げる日までの間において、求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者（令和六年能登半島地震により一時的な離職を余儀なくされた者であつて、この3における雇入れの対象とすることが適当であるものとして職業安定局長が定める者（以下「災害関係離職者」という。）を除く。）その他就職が容易であると認め

られる者を除く。)を継続して雇用する労働者(災害関係離職者以外の者にあつては、公共職業安定所又は職業紹介事業者等に紹介されたものに限る。)として二人以上雇い入れる事業主であること。

(一) 令和六年一月一日から当該事業主が2の計画を都道府県労働局長に提出した日までの間で当該事業主が指定する日

(二) 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日(当該届を(一)に掲げる日から起算して一定の期間を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該期間を経過する日)

二 地域雇用開発コース奨励金のうち、同意雇用開発促進地域に係る大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けたこと等の要件を満たした事業主に対するものについては、対象市町村に係る大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けたこと等の要件を満たした事業主に対しても支給すること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行し、第一の一は第一の一の三の(一)の事業主が指定する日が令和六年一月一日以降である事業主について適用し、第一の二は大規模雇用開発計画に定められた期間の初日が令和六年一月一日以降である事業主について適用すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。